

# 「(仮称)市立こども園」 について



【日時】平成26年11月25日（火）午後12時30分～

【場所】朱雀幼稚園

奈良市子ども未来部  
子ども政策課

# ① 幼保再編とは

本市では、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを生み、育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりのため、市立幼稚園と市立保育所を一体化した「(仮称)市立こども園」に再編することを計画的に進めています。

## 市内の認定こども園

- |         |                |
|---------|----------------|
| H 21. 4 | 「富雄南」          |
| H 22. 4 | 「都祁」           |
| H 24. 4 | 「左京」           |
| H 26. 4 | 「青和」・「都跡」      |
| H 27. 4 | 「帯解」・「月ヶ瀬」(予定) |



## ② 「(仮称)市立こども園」とは

2

長い歴史の中で、子どもや保護者と手をたずさえながら培ってきた奈良市の教育・保育

市立幼稚園

市立保育所

再編による幼保一体化

「市立こども園」  
(幼保連携型認定こども園)

教育・保育を  
一体的に提供

地域における  
子育て支援



# 新しい幼児期の教育・保育のかたち I

## 子ども本位の教育・保育の充実

これまでの幼稚園児・保育園児が、ごく当たり前に一緒に生活できる、入園から小学校就学までの一貫した教育・保育を担う一体型施設として、年齢に応じた適切な集団規模のなかで相互に支え合い育ち合える、子ども主体の教育・保育を実施します。



たくさんの友達と遊ぶのたのしい♪  
次は何して遊ぼうか！！

# 新しい幼児期の教育・保育のかたち II

## 保育サービスの拡大

給食・延長保育など、これまでの幼稚園や保育所のもつ機能がさらに充実することで、3歳児からは保護者の就労状況等に関わりなく施設を利用できるようになります。また、特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態勢なども充実します。

安心して子どもを園に預けて働けるね。



# こども園の基本的な1日のながれ イメージ図

時間	保育を必要とする 0・1・2歳児	3・4・5歳児	
		長時間利用	短時間利用
7:30	[ 開園 ]	順次登園	
9:00	保育	順次登園	登園
	昼食（給食）	教育・保育 (共通利用)	
	午睡	昼食（給食）	
	保育	教育・保育 (共通利用)	
14:00		(午睡)	降園
		保育	（延長 利用）
17:00	順次降園	順次降園	
18:30	[ 閉園 ]		

※ 時間等は、  
目安です。

## 【共通利用時間】

年齢ごとに学級で活動し、全員が一緒に遊んだり給食を食べたりします。



みんなで食べる  
給食はとっても  
おいしいよ！

# 新しい幼児期の教育・保育のかたち III

## 子育て支援の推進

こども園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などを通して、地域の子育て支援の拠点として、安全・安心な子ども・子育て支援を行います。

小さな子どもをもつ親同士、  
子育て情報が交換できて助かるわ。



# 市立こども園の保育料

- 現在国で協議が進められている平成27年4月スタート予定の「子ども・子育て支援新制度」では、施設形態が「市立幼稚園、保育所、こども園」のいずれであっても、お子様の年齢と父母の所得に応じた負担（現在の保育園保育料の算定方法）を基本として、市が設定することとなっています。
- また、所得の状況と合わせて、利用形態（長時間利用・短時間利用等）やサービスの利用量（延長利用等）などによって保育料が算定されることになります。

# 奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱について(概要)

9月の定例教育委員会において、子ども政策課から議案提出し、承認された。

## 基準を設けることの必要性と考慮すべきこと

- これまで上記のことを定めた基準がなく、その時々の状況に合わせて休園・閉園の手続きを行っていた。
  - 幼稚園がいつまで存続するのかという不安
- 過小規模園では教育活動が限られており、適正規模での教育の実施が求められているが、その中で園児募集を続けてきた。
  - いつ認定こども園になるのかという疑問
- 再編計画を推進し、適正規模での教育の早期実現を目的とする。
- 基準に該当するが再編計画により例外として存続する園もある。
- 休園・閉園により通園距離が伸びる場合は、可能な限り駐車場や駐輪場の確保を行う。

園児用送迎スクールバスは準備しない

## 2条(園児募集停止)の概要

1項 園児募集の結果、2年保育(4歳)の園児の応募が15名未満で、かつ翌年度の在園予定園児数(4、5歳の合計)が30名未満となる園については、翌年度における募集分から園児募集を停止する。ただし、統合再編による園児募集停止および地域により特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

根拠としたのは

奈良市学校規模適正化基本方針(提言)より抜粋 平成19年4月

奈良市学校規模適正化検討委員会

適正規模として「4学級～6学級(各年齢2～3学級)」とされており、特例として、

- 各年齢児1学級編成の場合の最低必要人数

各年齢1学級編成をせざるを得ない場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模を確保する必要があります。その集団規模については、学級内でグループ活動ができる人数を安定的に確保する観点から、欠席などがあっても3、4名のグループが3つ以上作れることを基本として、最低15人が必要であると考えます。

- 市立幼稚園(4歳児、5歳児)の適正規模の範囲

1年齢児1学級編成がやむを得ない場合は、各年齢15人以上必要との考え方から、1園あたり30人以上の園児数が必要と考えます。

# 3条(休園及び閉園基準)

1項 翌年度に在園する園児が0名となる幼稚園については、翌年度の閉園の手続きを行うことができる。ただし、統合再編により閉園の手続きを行う場合は、この限りでない。

これまで、統合再編以外の場合で園児が0名となる幼稚園は休園とし、その後、状況により閉園の手続きを行ってきたが、その基準はなかった。

## ▶ 附則

平成26年10月1日

### ▶ (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

鼓阪幼稚園・精華幼稚園

### ▶ (現に休園中の幼稚園に関する特例)

2 この要綱の施行の際、現に休園している幼稚園については、この要綱の規定にかかわらず、平成27年度分の園児募集を停止し、平成26年度末をもって閉園の手続きをとることができる。

# 基準を適用した場合の閉園までの例

平成26年度  
4歳児10名  
5歳児15名

園児募集にあたって、入園希望者及び4歳児等に「基準」の説明  
特に、平成28年度は5歳児のみの保育になることも周知を

- 仮に、2年保育入園希望が5名の場合は、28年度の募集停止
- 子ども政策課より希望者に連絡、他園へ希望変更も可能

具体的な  
幼保再編計画  
の提示

平成27年度  
4歳児 5名  
5歳児10名

平成28年度の園児募集停止

- 4歳児で、転園希望の可能性も考慮
- 4歳児0名の場合は、閉園手続き、閉園行事

【適切な情報提供のために】  
園児募集開始までに、基準の  
適用が予想される園と、今後の  
対応について調整する予定。後  
日、子ども政策課より日程調整  
を行う。

平成28年度  
4歳児 0名  
5歳児 5名

平成29年度閉園手続き

- 閉園行事の検討・実施

平成29年度  
4歳児 0名  
5歳児 0名

# 朱雀幼稚園の再編について I

幼保再編を担当する子ども未来部では、朱雀幼稚園の再編方針を次のようにしたいと考えています。

## 幼保再編について

### 平城東中学校区

- ・幼稚園、認定こども園園児数は平成26年5月現在
- ・保育園園児数は平成26年3月現在

現 状	市立幼稚園 (総園児数)	市立保育所 (総園児数)	市立認定こども園 (総園児数)
	朱雀(29人)	朱雀(148人)	左京(136人)
↓	市立こども園		
再編後	2園		

- ◇ 平成24年4月に左京幼稚園と佐保台幼稚園を統合再編し、認定こども園へ移行
- ◇ 既存の市立幼稚園舎や保育園舎等を活用することで認定こども園を設置
- ◇ 市立施設を同中学校区に複数設置することになるため、民間活用を検討

# 朱雀幼稚園の再編について Ⅱ

## 園児募集停止基準に該当したことについて

- ・平成27年度園児募集の結果が基準に該当するため、幼保再編優先エリアとして、再編を具体的に進める。
- ・認定こども園へのスムーズな移行を図るため、再編完了まで園児募集を継続する。  
➤ なお、在園中に認定こども園へ移行することを前提に園児募集を実施する年度が発生します。

## 幼保再編に向けて

認定こども園への移行に向けて、積極的に保育園との園児交流や教職員研修等を実施します。

すべての子どもたちが、  
笑顔で成長していくために。  
すべての家庭が安心して子育てでき、  
育てる喜びを感じられるために。  
「子ども・子育て支援新制度」が  
スタートします。



平成27年4月に本格  
スタート

## こんな取組みを進めていきます!

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした  
「認定こども園」の普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、  
子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な  
子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきてる地域の子育ても  
しっかり支援します。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、

「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

この新制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

# 1 新制度で増える・教育・保育の場

## 新制度で現行の枠組みが変わります

現行

平成27年4月から(予定)

新制度に移行

保育所

幼稚園

保育所  
(0~5歳)

認定こども園  
(0~5歳)・(3~5歳)

幼稚園  
(3~5歳)・(4~5歳)

地域型保育事業  
(0~2歳))

新制度に移行しない  
国立・私立幼稚園

【入園申し込み】

施設・事業を  
利用するため  
の「認定」の  
手続きが必要

【保育料】

保護者の  
所得に応じた  
保育料

従来どおり

従来どおり

### 3 認定区分の新設

市立幼稚園などの利用には、市の認定が必要

年齢	状況	認定区分	利用施設等
3歳以上	保育を必要としない家庭	<b>1号認定</b> 教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園
	保育を必要とする家庭	<b>2号認定</b> 保育標準時間認定(最長11時間) 保育短時間認定(最長8時間)	保育所 認定こども園
3歳未満	保育を必要とする家庭	<b>3号認定</b> 保育標準時間認定(最長11時間) 保育短時間認定(最長8時間)	保育所 認定こども園 地域型保育

- 保護者の申請に基づき、市が認定を行い、「認定証」を発行する。
- 認定手続きについて、在園している人には、各園から通知がある。園よりまとめて申請を行ない、認定後、園を通して「認定証」を交付する。
- 市立幼稚園・こども園の入園手続きを行う人は、入園許可(内定)が出たあと、園よりまとめて申請を行ない、認定後、園を通して「認定証」を交付する。

## 4 保育料の新たな設定

保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となる

現行(平成26年度)

施設		利用者負担(月割)	
保育所	市立	世帯の前年分所得税の合計額で決定	
	私立		
幼稚園	市立	入園料	約 235円
		保育料	6,300円
	私立	入園料	平均約 1,454円
		保育料	平均約 19,580円

平成27年4月から(予定)

制度	施設	利用者負担
新制度	認定こども園	保護者の所得に応じた保育料
	保育所	
	幼稚園	
	地域型保育	
現行制度	私立幼稚園	従来どおり各園で定める保育料 ※就園奨励費補助金も継続

※私立幼稚園は、園ごとに保育料は一律となっているが、幼稚園就園奨励費により、一旦保育料を支払った後に所得に応じた補助額をキャッシュバックされ、実質は所得による応能負担と同じである。

## 4 保育料の新たな設定

### 多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

